**露店等の開設届出書**

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催し（町内会、学校及びＰＴＡが主催する催しで、煙火（玩具用を除く）の打上げ等に伴う許可や申請が不要なものを除く）に際して、火を使用する器具等（こんろ、発電機等）を使用する露店等を開設する場合は、その行為の3日前までに届出が必要です。（開設するすべての露店において、火を使用する器具を使わない場合を除く）

火を使用する器具等を使用する露店を開設する場合は、消火器を準備しなければなりません。

なお、開設する露店等の規模によっては事前相談が必要です。

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署で受付可 | 可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 露店等の開設届出書
* 開設場所の案内図、配置図（消火器の配置場所を明示したもの）、付近の交通規制図
* 露店等の出店一覧名簿
* その他補足資料等

**▲注意事項**

・窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

　　**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

　　**▲注意事項**

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

　　**３．電子申請する場合【各届出書1部（正）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

　　▲**注意事項**

　　　・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署　総合案内](https://www.city.sakata.lg.jp/bousai/syobokyukyu/syobohonbugaiyo/fire-information.html)でご確認ください。